最終更新日：2016年12月21日

西尾レントオール株式会社
代表取締役社長 西尾 公志
問合せ先：社長室 (06)6251-7302
証券コード：9699
http://www.nishio-rent.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

(1)当社は株主・顧客・取引先・従業員等ステークホルダーの方々が等しく重要であり、コーポレートガバナンスを強化することにより、それぞれの立場から見た企業価値を高めていかねばならないと考えております。

(2)当社の経営者（取締役）は、「会社と信任関係にある人間」であると、位置付けます。経営者が責任の所在を明確にしてスピード感を持った判断をできるような機関設計を行いますが、半面、会社に対する「忠実義務」を重く課します。
特に経営者の「自己取引」に類する事項（役員の選定・評価、役員報酬・賞与、関連当事者取引等）については、慎重な取扱いを行います。

(3)当社は監査役会設置会社を採用いたします。上記の考え方に基づき責任の所在を明確にしてシンプルで効率性の高い経営を目指すためです。

(4)ただし、ガバナンスの健全性にも配慮していくために、次のような動きも行ってまいります。
(イ)経営の監督機能と業務執行の妥当性を確保する機能として社外取締役を株主総会で選任して頂いています。
また、会計監査機能と業務執行の適法性を確保する機能として監査役を株主総会で選任して頂いていますが、社外監査役としては求められている機能を果たすにふさわしい専門家の選任を株主総会にお願いしております。
(ロ)重要な経営方針・ガイドラインは決算短信等にて適時開示を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則1-2-4）
当社では現在議決権行使プラットフォームの採用、英文招集通知の作成は行っておりませんが、当社の株主構成を勘案し、今後は機関投資家が議決権を行使しやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供を検討してまいります。

（補充原則1-2-5）
現在当社では機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し議決権の行使や質問を行うことは原則として認めておりません。今後は実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、検討してまいります。

（原則3-1(3)）
当社では取締役の報酬等について総額の限度額は事業報告や有価証券報告書で開示しておりますが、個別の支給額については開示をしておりません。
ただし、以下の手続でできるだけ透明性のある決定をしております。
まず、社長が取締役各人について個別の評価を行いその評価に基づき社内の一定ルールに従って個別支給額案を算出、取締役会及び監査役会にてそれぞれ決定しております。（ただし、社外取締役については個別評価を行っておりません。）
当社では取締役の個別評価が個別の報酬等支給額に連動するため、経営者の「自己取引」に類する事項として慎重に取り扱います。
個別評価並びに個別報酬等支給額については事前に社外取締役に入念に説明を行い、その結果を記録に残します。その上で取締役会に付議することとしております。
なお、取締役の個別評価並びに個別報酬等支給額の社外取締役への事前説明等の実施状況については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」にて開示いたします。

（原則3-1(4)(5)）
当社では取締役及び監査役の候補者の指名にあたり方針と手続を開示しておりません。
ただし、当社では取締役及び監査役の候補者の指名は経営者の「自己取引」に類する事項として慎重に取り扱います。
候補者の案については、事前に社外取締役に入念に説明を行い、その結果を記録に残します。
その上で取締役会及び監査役会の決議を得て、株主総会に上程することとしております。
なお、取締役・監査役候補者の案についての社外取締役への事前説明等の実施状況については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」にて開示いたします。

（補充原則3-1-2）
英文での情報開示については現在のところ行っておりませんが、株主構成を勘案する等した上で、今後の課題として検討してまいります。

（補充原則4-1-1）
取締役会はスピード感のある経営を実現するため法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を原則として社長に委任いたします。
社長は各事業分野における管掌取締役を指揮し、取締役会で決定された事業計画に基づき、各事業分野内における施策の決定を行います。

（補充原則4-8-1）
現在、独立社外取締役のみを構成員とする会合は行っておりませんが、今後必要に応じ実施を検討いたします。

（補充原則4-8-2）
独立社外取締役は少数のため、経営者との連携はそれぞれで行うことで充分であり、現在筆頭独立取締役の選任を行っておりません。

（補充原則4-10-1）
当社は諮問委員会を設置しておりませんが、経営者の指名・評価・報酬等経営者の「自己取引」に類する事項の決定にあたっては事前に社外取締役に入念に説明を行い、その結果を記録に残しております。

（補充原則4-14-2）
当社では取締役・監査役に対するトレーニングの方針を開示しておりません。
経営者として必要な知識は基本的には自らの立場を自覚し、自己責任で習得すべきであると考えるからです。知識習得のため自主的な要望が出てきた場合は、会社として協力いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（原則1-4）
2016年12月20日の取締役会にて保有意義・合理性の検証を行いました。

（原則3-1(3)）
2016年５月30日取締役会にて個別役員報酬の改定を行っております。(２年に１度改定)
これは個別役員の評価に基づき一定のルールにより決定したものです。基準となる2015年９月期の個別役員評価は2015年11月25日に社長から社外取締役に説明し、2015年12月18日の取締役会に報告しております。
2016年９月期の個別役員評価と個別役員賞与支給額につきましては2016年11月22日に社外取締役に説明し、2016年12月20日取締役会に報告しております。

（原則3-1(4)(5)）
取締役候補者案につきましては2016年10月25日及び26日に社長から社外取締役に説明し、2016年10月28日の取締役会・監査役会の審議を経て2016年12月20日の株主総会に上程しております。

（補充原則4-11-2）
取締役・監査役の兼任状況は2016年９月期事業報告及び有価証券報告書にて開示しております。

（補充原則4-11-3）
2016年７月１日の取締役会にて、取締役会の実効性について議論いたしました。改善点として中長期課題に関する議論の時間を確保するため、営業関係案件の議論は取締役会と分離して行うことといたしました。
2016年10月28日の取締役会から実施しております。

（原則5-1）
2016年９月期107名の投資家の個別取材・訪問に対応しております。また、2016年３月12日読売ブリッジサロン個人投資家説明会に参加、2016年12月１日日本証券アナリスト協会主催会社説明会に参加しております。

なお、「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」を2016年12月20日に開示し、以下の当社ホームページに掲載しております。

http://www.nishio-rent.co.jp/ir/

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(有)ニシオトレーディング	3,760,243	13.88
西尾 美子	2,928,034	10.81
西尾レントオール社員持株会	1,312,514	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,135,900	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	1,030,700	3.80
西尾レントオール取引先持株会	916,036	3.38
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	892,900	3.30
一般財団法人レントオール奨学財団	840,000	3.10
西尾 公志	656,416	2.42
GOLDMAN,SACHS& CO.REG	588,400	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の連結子会社であるサコス(株)は、東京証券取引所(ジャスダック市場)に上場しております。当社は平成11年4月にサコス(株)をグループ化いたしましたが、その当初から同社の経営方針についてはその独自性を尊重し、グループとしての企業運営を進めてまいりました。平成17年9月期において、復配という一つの経営目標を達成し、経営基盤の構築と将来への方向付けが得られましたので、同社出身取締役が代表取締役社長に就任し、経営にあたっております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島中 哲美	他の会社の出身者								△			
長谷川 昌弘	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島中 哲美	○	島中氏は当社との間で顧問契約を結んでいる林公認会計士事務所に平成26年3月まで所属しておりました。	島中氏は、経営コンサルティング会社の代表に就任していた経歴があり、企業経営に豊富な知見を有する専門家として当社の経営強化、経営監督の面において当社の社外取締役に適任であると判断し、選任いたしました。 取引所が規定する独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また、独立性と専門性の点においても長年にわたる経営コンサルタントとしての豊富な経験での幅広い知見から客観的・中立的な監督が可能であると判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則」第211条第4項第5号aに規定する事項には該当しておりません。

長谷川 昌弘	○	―――	長谷川氏は学識経験者としての専門的な知識と豊富な経験を備えているため当社の社外取締役に適任であると判断し、選任いたしました。 取引所が規定する独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また、独立性と専門性の点においても学識者としての豊富な知見から客観的・中立的な監督が可能であると判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則」第211条第4項第5号aに規定する事項には該当しておりません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。監査役は会計監査人から、監査計画および監査実施状況、ならびに監査結果について適宜報告を受けるほか、必要な情報交換、意見交換を適宜行っております。
また、当社は、社長直轄組織である監査室に専従スタッフ4名を配置し、内部監査規程に基づいて各営業部営業所を中心に、管理レベルの向上等のために計画的な監査を実施しており、監査役とは期初における監査方針および監査計画の立案について意見交換を行い、連携し策定しております。また監査結果報告についても監査実施都度、情報交換を行い、課題解決について連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阪口 祐康	弁護士													
阿部 修二	公認会計士								△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阪口 祐康	○	―――	阪口氏は法律事務所のパートナーであり、企業法務を中心とした法律の専門家として当社の社外監査役に適任であると判断し、選任いたしました。 取引所が規定する独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また、独立性と専門性の点においても弁護士としての豊富な知見から客観的・中立的な監査が可能であると判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則」第211条第4項第5号aに規定する事項には該当しておりません。
阿部 修二	○	阿部氏は当社の会計監査人である新日本有限監査法人に昭和48年10月から平成22年6月まで所属しておりました。	阿部氏は公認会計士であり、企業会計・税務面の専門家として当社の社外監査役に適任であると判断し、選任いたしました。 取引所が規定する独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また、独立性と専門性の点においても会計士としての豊富な知見から客観的・中立的な監査が可能であると判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則」第211条第4項第5号aに規定する事項には該当しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役及び社外監査役は全て独立役員の基準を満たしていますので、社外役員全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他

該当項目に関する補足説明 更新

○譲渡制限付株式報酬制度の導入
平成28年12月20日開催の第58回定時株主総会の時をもって、社内取締役を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。役員賞与とは別枠で、譲渡制限付株式報酬額を年額10,000千円以内としております。また、本制度の導入に伴い、平成20年12月19日開催の第50回定時株主総会において導入した、株式報酬型ストックオプションの新規付与は行わない予定としております。

○役員賞与に関する基本方針
当社の役員賞与については、業績連動に基づく役員賞与の支給(税引前当期純利益×0.8%の範囲内)を自主ルールとして設定しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	

該当項目に関する補足説明 更新

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容は以下のとおりです。
(1)取締役及び監査役に支払った報酬
取締役 11名 168百万円(うち社外取締役(2名)6百万円)
監査役 5名 26百万円(うち社外監査役(3名)5百万円)
(2)使用人兼務取締役に対する使用人給与等相当額 42百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬限度額(使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まず)
取締役:年額300百万円及び別枠で譲渡制限付株式報酬額として年額10百万円
監査役:年額50百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専任のスタッフは配置しておりませんが、取締役会・監査役会に関する必要業務については社長室及び監査室スタッフが兼任する形で各々サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の会社の機関としては、会社法に規定する株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。
取締役会は取締役11名(社外取締役2名を含む)で構成し、原則として毎月1回定例開催し、会社経営の意思決定を行う常設機関として、取締役会の専決事項および取締役会規程に定める付議事項を審議・決定しております。
社内取締役は取締役会決定事項に基づき、管掌部門業務を中心に、その執行を行っております。
監査役会につきましては、監査方針及び監査計画を協議決定し、4名(内2名社外監査役)の監査役はこれに基づいて取締役会等の重要な会議への出席や、監査役監査により取締役の職務執行を監査するほか、必要に応じて営業部営業所の実地監査を行っております。
また当社は社長直轄組織である監査室に専従スタッフ4名を配置し、内部監査規程に基づいて各営業部営業所を中心に、管理レベルの向上等のために計画的な監査を実施しております。
当社の会計監査業務を執行している公認会計士は増田豊氏、大谷智英氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。なお当社における継続監査年数はそれぞれ7年以内です。
当社の体制の概要は上記のとおりでありますが、監査役の機能強化に向けた取組状況につきましては、1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査役関係】「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」の欄に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社経営に知見を有する者及び学識経験者を社外取締役に選任し、独立かつ客観的な立場から専門的な知識と経験に基づき、取締役の職務の執行の監督及び経営方針や経営計画に対し意見を述べ、経営の監督体制を構築しております。
社外監査役2名を含む計4名の監査役は取締役の職務執行について監査し、取締役会における経営判断について、法令・定款の遵守がなされているか監査を行う他、会計監査人と連携して計算書類が適正に作成されているか監査を行っております。また、常勤監査役は重要な決裁書類の閲覧や定期的な代表取締役との意見交換により意思決定の過程及び業務執行について監査する他、監査役補佐として内部監査部門の組織・権限の強化により監査役機能の充実を図っております。社外監査役は独立かつ客観的な立場から専門的な知識と経験に基づき意見することにより、職務執行の適法性を確保しております。
これにより当社では、業務執行の適正性と業務執行の監督・監査機能を維持していると考えております。
一方、社内取締役は取締役会において上記社外取締役・監査役の意見を尊重し、担当する部門において経営判断に適切に反映しており、経営監視機能の客観性及び中立性は確保される体制にあると認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は毎年9月30日であるため定時株主総会は12月20日前後に開催しております。
その他	株主総会終了後に懇親会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回公益社団法人日本証券アナリスト協会主催の決算説明会につきましては代表者自身による説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室	
その他	機関投資家向けに、年間数回訪問によるIR活動を実施しております。また不定期ではありますが、個人投資家向けに説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は、当社の経営の基本方針、中長期的な経営戦略、グループ会社の運営・管理に関する基本方針、財務の安全性に関する基本方針等について、決算短信および事業報告にて開示しております。また適時情報開示に該当する事項が発生した場合は、速やかに情報開示するようにしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1.職務執行の基本方針及び当社における内部統制システムの特徴

当社は、石門心学にいう「心学五則」を経営理念に掲げ、その考え方を基に社是を制定しております。当社の全ての役員（取締役・監査役）と従業員は、この経営理念・社是を職務執行の拠り所として、広く社会から信頼される企業風土の構築を目指しております。

〇経営理念
「持敬の心」（絶えず畏敬の念を持って）
「積仁の心」（徳を積むべし）
「知命の心」（社会的有用性の創設）
「致知の心」（知恵を生かすべし）
「長養の心」（長期的視野にたって）
〇社是
「わが社は総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する」

当社では、プロフィット制という部門ごとの独立採算制を採用し、各部門（プロフィット）が主体性を持って事業運営を行っております。内部統制の面でも各プロフィットが責任を持って進め、それを補うものとして全社的なチェック体制を整備しております。

2.取締役及び従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、全社的に定期で実施している、階層別教育・昇格研修にて法令や経営理念・社是を繰り返し徹底しております。

各プロフィットでは、実際の職務執行にあたって法令・定款・経営理念・社是を遵守するための業務手順・マニュアルが定められ、各プロフィットの管理担当者がその手順通りに業務が行われているかどうかをチェックしております。

さらにそのチェック体制が機能しているかどうかは、監査室が内部監査を通じて、確認しております。

また、社外監査役は独立かつ客観的な立場から専門的な知識と経験に基づき意見することにより、職務執行の適法性を確保しております。

なお、法令・定款違反があった場合は、社内の処罰委員会にて調査の上、取締役会に報告、取締役会にて処罰の決定と再発防止のための指導を行っております。

従業員が社内で法令・定款違反行為がなされるか、なされようとしていることに気付いたときは、社長または取締役・監査役に直接通報できることとしております。（匿名も可）
会社は誠意を持って対応し、情報提供者が不利益を被らないように取り計らうこととしております。

3.取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の議事録や、各取締役が職務執行にあたり決裁した稟議書等の文書を法令等に基づき、定められた期間保管しております。

4.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の主力事業分野である建機レンタル業の特性に起因する、損失の危険の管理に重点を置いております。

まずレンタル資産への投資が大きなものになるため、財務の安全性に問題が生じる危険があります。自己資本比率・現預金残高・有利子負債残高等についてガイドラインを定め、決算短信にて公表するようにしております。

顧客層が広く、顧客の業種・企業規模も多様なため、売掛債権の回収についても損失の危険があります。与信管理規程及び基準を設けて債権管理を行い、重要顧客については取締役会で与信額を決定しております。

建設機械の安全対策・事故防止も重要な課題です。社内に安全管理担当部門を設け、毎年安全衛生管理計画書を策定し、全社に周知徹底しております。

上記の他、自然災害や各種の人災による損失の危険に備え、リスク管理マニュアルを制定しております。

5.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各プロフィットが全社の計画立案指針に基づき事業計画を策定、取締役会にて承認を受けた後、その達成に向けて自主的な運営を行っており、効率性が確保されております。

ただし短期的な視点だけではなく、中長期から見た効率性にも配慮していくため、設備投資や新規事業部門への投資については、取締役会にてガイドラインを設定しております。

また、社外取締役を選任し、独立かつ客観的な立場から専門的な知識と経験に基づき、取締役の職務の執行の監督及び経営方針や経営計画に対し、意見を述べております。

6.当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社では「関係会社管理規程」を定めて子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけております。
(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき当社グループの事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、各子会社において「リスク管理事項一覧」を策定し予防策を講じるとともに、リスクが発生した場合は、社長及び当社所管部門へ報告を行い、当社と連携して処置にあたります。
当社の監査室は管理状況を定期的に確認し、必要に応じて改善を行います。
⑶子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社では、子会社の運営・管理に関する基本方針を定め決算短信にて開示しております。
その方針及び「関係会社管理規程」に基づいて、各子会社は毎期の事業計画を当社とすり合わせの上策定し、その達成に向けて自主的に運営しております。また当社の役職員が各社の取締役・監査役に就任し、各社の職務執行の適正を確保する体制をとっております。
⑷子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各子会社は「倫理規程」を制定し、全ての役職員に周知徹底しております。
また、当社の監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的な内部監査を実施し、コンプライアンスの状況について確認を行っております。

7.監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制ならびにその従業員の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

当社の監査役会が定める「監査役監査基準」において監査役は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができ、当該従業員の独立性と指示の実効性の確保に努めるものとしております。

なお、当社の定める「監査役会規程」において、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

8.取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に出席し、重要な事項の報告を受ける体制になっております。特に事故その他損害を及ぼす情報については、担当部門及び担当取締役が社長に報告すると同時に監査役に報告しております。

また常勤監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める体制をとっております。

9.子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は「内部監査規程」に基づき、監査室が子会社の内部監査の状況について社長へ報告を行うとともに、監査役会に出席し、報告を行う体制を確保しております。

また、当社及び関係会社の監査役で構成する関係会社監査役会により、子会社の監査役が親会社の監査役に子会社のコンプライアンス状況等について定期的に報告を行っております。

10.監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

各子会社は「内部通報制度運用規程」を制定し、通報者に対して通報等したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

11.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役会が定める「監査役監査基準」において、監査役会は職務の執行上必要と認める費用について予め予算を計上しておくこととしております。当社に対し償還を請求した時には、その費用を負担します。

12.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に出席し、特に社外監査役は取締役に対しての説明の要求や意見を述べることができる環境を確保しております。

また、社長と監査役は、相互の意思の疎通を図るために、随時必要な会合を持つようにしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「倫理規程」を制定しており、その中で役員および従業員は社会の一員として法令を遵守する良識ある企業人として正々堂々と企業活動を行うために、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たない」としております。
また外部の専門機関等と連携し、組織的に対応できる体制づくりを進めるとともに、各種研修等の機会を通じて、啓蒙活動を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値を向上させることが最大の防衛策であると考えており、もてる経営資源を有効活用し、企業価値の最大化につながるように事業を進めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制
当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めております。本社管理部門管掌取締役を「情報管理責任者」として、また各部門長（当社の子会社については子会社の社長又は当社が別途指定する者）を「情報管理担当者」と定め、重要事実が発生した場合には速やかに情報管理責任者への報告を求め、情報の集約をはかっております。情報開示担当部署は集約された情報を事実発生態様別に「決定事実に関する情報」、「発生事実に関する情報」、「決算に関する情報」とに区分し、それぞれ関連部門と連携しながら、部門長及び開示担当者が情報整理、開示の要否判断、開示文書作成と開示を行っております。

（内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図）

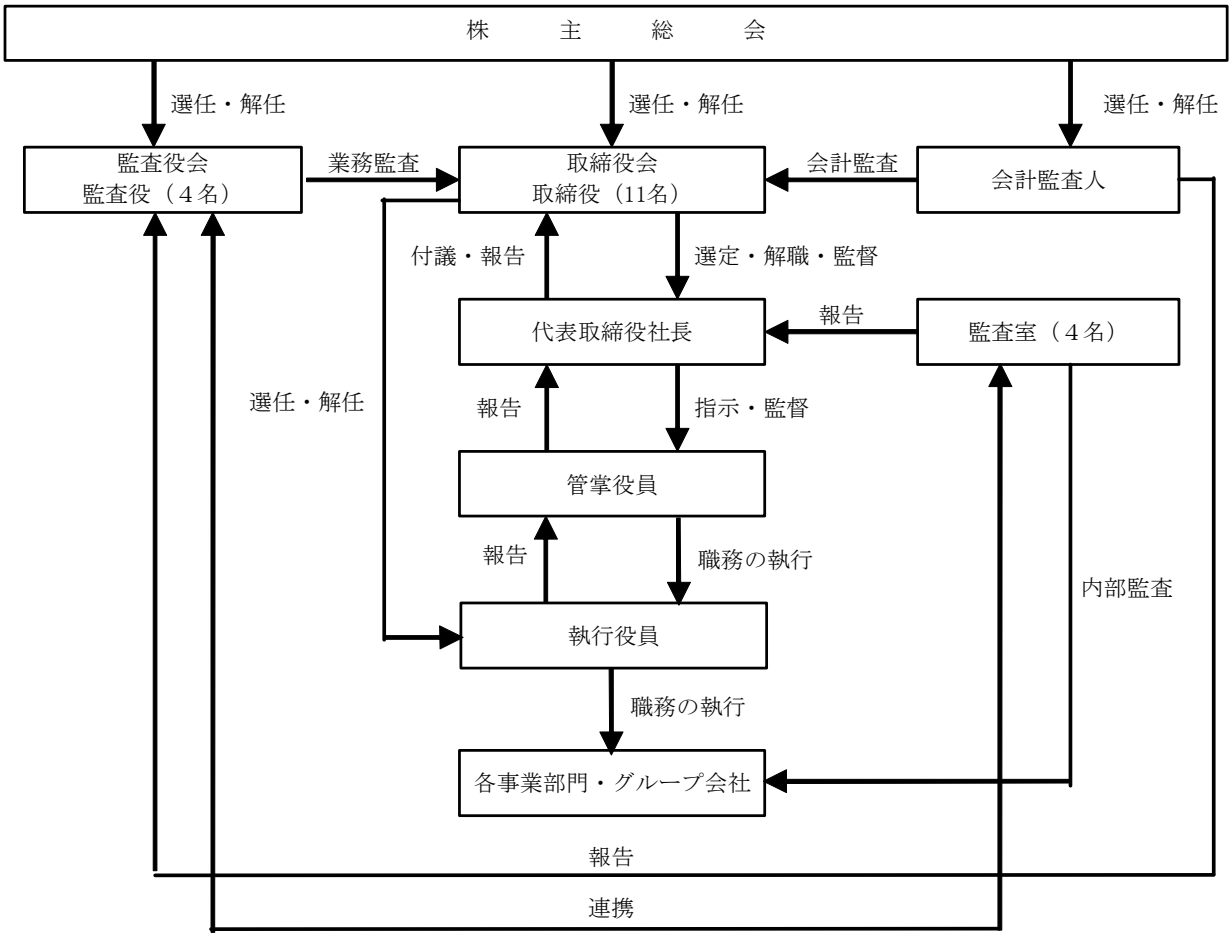

（適時開示体制の概要（模式図））

